



諸労働条件改善要求交渉開催

本部は申第3号「諸労働条件改善要求」について団体交渉を3月27日開催しました。

(1) 就業関係

- ① 特別休日の付与日数(第 57 条第 2 項)
現行、「年間 62 日付与」を「年間 65 日付与」と改正すること。
- ② 年次有給休暇 使用単位(第 83 条第 1 項)
半日単位の使用について、請求手続(第 84 条第 2 項)について、前日までとすること。また、時間単位の取得を可能にするなど、制度の運用改善を図ること。
- ③ 保存休暇の使途(第 87 条第 2 項)
保存休暇の使途について、該当する各号を削除し、使用使途の制限を緩和(撤廃)すること。

(2) 賃金関係

- ④ 割増賃金について(第 327 条)
割増賃金の単価を平日・B 単価を 140/100 へ、D 単価を 150/100、E 単価を 160/100 へそれぞれ引き上げること。
- ⑤ 出向手当(第 214 条)
60 歳未満の出向者に対し、若年出向手当を支給すること。また、特にグループ会社社員の指導育成にあたる出向社員に対しては指導教育手当を支給すること。

(3) 退職手当関係

- ⑥ 退職手当の算定基礎給となっている第二基本給を廃止すること。
- ⑦ 定年退職日を翌年の 7 月に統一すること。
- ⑧ 定年年齢を 65 歳とするとともに、希望者には 70 歳まで働く環境を整備すること。

組合側より働き方改革を進める上では、労働条件の更なる改善は必要不可欠であり、特別休日増は労働時間短縮につながる。年次有給休暇の時間単位の取得で働きやすくなる。保存休暇の使用使途制限撤廃を求めました。

割増賃金の引き上げを求めるとともに、出向者の手当を支給することで働く意欲を向上させるよう求めました。

退職関係では、第二基本給の廃止と、技術継承・育成と、退職者の公平化を図るうえで、7月退職に統一すること。定年年齢を65歳とし、希望者には70歳まで働ける環境を整備することを求めました。

会社側は現行の制度で妥当と回答しましたが、今後の状況により制度改革が必要となれば検討しなければならぬとしました。

安全・安定輸送の確保と品質の高いサービス提供、「変革 2027」の実現に向けた構造改革に取り組む社員の努力に対し労働条件の向上は重要です。

JREユニオンは引き続き労働条件の改善と働きがい、働く意欲、組合員・家族の幸福の実現と、魅力ある会社を目指し諸労働条件改善に取り組みます。

JR 東日本の明るい未来づくりと

イーストイノベーションを実現しよう!